

**公益社団法人計測自動制御学会
倫理委員会に関する規程**

制定・改正・廃止等履歴

年月日	制改廃	版	機関	事由
2007年8月1日	制定	(旧)1.0	(旧)理事会	
2008年2月21日	(施行)		(旧)総会	
2012年6月15日	改正	v1.1	理事会	(公社)対応
2014年9月9日	改正	v2.0	理事会	Code of Ethics & Code of Conduct 制定に伴う改正

(設置)

第1条 計測自動制御学会(以下「学会」という。)が定める「倫理綱領・行動規範」及び「Code of Ethics & Code of Conduct」(以下「倫理綱領・行動規範」などという)に沿った学会活動を通じて、学会が社会の信頼と期待を負託された科学者集団・技術者集団として発展するため、理事会の管下に「計測自動制御学会 倫理委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、学会が定める「倫理綱領・行動規範」などを評価し、継続的な改善・自己点検を行い、周知・啓発により「倫理綱領・行動規範」などが会員の理解と支持を得ること、および、会員の「倫理綱領・行動規範」などの遵守のために必要な運用活動を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。任期は原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 委員長 1名
- (2) 幹事 2名以内
- (3) 委員 会員中より15名以内(論文集委員会、会誌編集委員会、産業論文委員会、英文論文集委員会、事業推進協議会、会員・広報委員会からのメンバーを含む)
- (4) 事務局長

(任務)

第4条 委員会は以下のことを行う。

- (1) 「倫理綱領・行動規範」などを評価し、継続的な改善・点検を行う。
- (2) 「倫理綱領・行動規範」などを会員への周知(公表)する。
- (3) 「倫理綱領・行動規範」などに関する教育・研修・啓発を行う。
- (4) 「倫理綱領・行動規範」などに反する行為と考えられる事例を収集・整理する。
- (5) 「倫理綱領・行動規範」などに反する行為に関する対応措置制度の点検・改善案の立案、並びに具体的な対応措置の実施を行う。
- (6) その他「倫理綱領・行動規範」など遵守のための活動を行う。

(権限・運用)

第5条 委員会は、会員の学会活動を通して発生した「倫理綱領・行動規範」などに関わる特定の事項について委員会内に「倫理予備委員会(時限)」を発足させ調査・報告を要請することができる。また、必要に応じて他の組織に調査・報告・支援を要請することができる。

- 2 委員会が必要と求めた場合には、委員以外の者の出席を求めてその意見を聞くことができる。
- 3 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会において定める。

(機密の保持)

第6条 委員は、その活動で知り得た情報を、他に漏らしてはならない。また、それらの情報を個人的な目的のために使用してはならない。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

附 則

- 1 この規程は2008年2月21日から施行するものとする。
- 2 この規程 版2.0は2014年9月9日から施行するものとする。